

(仮称) 有田川海南風力発電事業に反対する決議書

太陽光、風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源であるとして促進されていることは十分に理解している。

一方で、主力電源として持続的に発電事業を行うためには、地域住民の立地に対する理解と環境整備がなされることが不可欠である。

そうした中、有田川町と海南市にまたがる長峰山脈山頂部に位置するゴルフ場内に建設が予定されている「(仮称) 有田川海南風力発電事業」に対し、上六川区長、西村区長、黒松区長から本議会に対し建設に反対する決議を求める請願書が提出された。

請願書には反対決議を求める理由として、次の点を挙げている。

1. 建設が予定されている風力発電設備は巨大なものであり、景観や周辺住民の健康状態に重大な影響を及ぼす恐れがある。
2. 建設に伴う環境破壊や災害の発生が懸念される。
3. 当初の計画以上に設備が増設される恐れがある。

これらの反対理由は安心安全を求めて生活を営んでいる地元住民の立場からすれば当然のことである。

よって、有田川町議会は、町民の生命と財産を守り、さまざまな不安を取り除くとともに安心して安全な暮らしが送れる生活環境を整えることを最優先すべきであると考え「(仮称) 有田川海南風力発電事業」建設に対し、断固反対するものである。

以上、決議する。

令和3年11月30日

和歌山県有田川町議会